
監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月3日

高知県監査委員

3高行管第122号

令和3年6月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和2年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和3年3月26日付け2高監報第16号で報告のありました、令和2年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

1 監査委員の意見

入札保証金及び契約保証金に関する事務のうち特に免除事務については、監査した範囲において法令に適合して正確に行われているとは認められないので、改善が必要である。

各機関においては、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還事務が行われるよう、職員に周知徹底するとともに、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

保証金免除においては、入札参加資格者名簿への登録をもって免除要件としていた不適切な事例が多く見られた。会計管理課においては、入札参加資格者名簿への登録をもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、全庁に周知徹底されたい。

免除要件である契約実績の確認については、実際に確認したかどうか書面上では検証ができないものが多数あり、さらには同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見された。

好事例の一つとして紹介するが、公園下水道課の「高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務」については、一般競争入札の公告時に契約実績に関する書類の様式も定めて提示していたため、入札参加者の契約実績を容易に確認することができるようになっていた。

今回の監査を行う過程で、他県の動向についても知る機会があったが、和歌山県においても、公園下水道課のように所属で独自に様式を定め入札参加者の契約実績の確認をしていた。

また、宮城県においては、契約担当課が入札保証金及び契約保証金の免除申請書を定めて、全庁で活用していた。

このように様式を定めることは、事務処理の正確性や効率性に資するものであり、会計管理課及び各機関においては、事務の改善の参考とされたい。

また、総務事務センター及び管財課においては、作成している入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加して記載し、庁内各機関が随時閲覧することができるようにすること等も検討されたい。

契約保証金の免除については、免除事務の監査結果で述べたように、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により瞬時に債務が消滅する契約を想定していると考えられる。「その他これに類する場合」として、債務が瞬時に消滅しない契約を適用し免除していた4件（うち1件は議会事務局）の契約については、今回監査した他機関の免除規定の適用状況等から見ても、規則第40条第6号による免除の検討をすることが望ましいと考える。

各機関においては、規則第40条第2号は慎重に適用されたい。

2 措置の内容

入札保証金は、落札者が万一契約を締結しない場合、県の被る損害を補填するとともに、落札者の義務の履行を担保する効果を持つものであり、規則第10条に規定する入札保証金の納付の免除に該当しない場合は、入札参加者は入札までに納付する必要があります。このため、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第69条においては、入札当日の入札保証金の納付又は還付の取扱いについて定めています。

また、契約保証金は、契約の完全な履行を確保し、債務不履行の場合における損害を賠償させるために、契約の相手方から納付させる保証金であり、規則第40条に規定する契約保証金の免除に該当しない場合は、契約者は契約締結までに納付する必要があります。

こうした中、契約を担当する所属では、入札や契約の前に、規則第10条又は第40条を確認し、保証金の免除の可否を判断する必要があるとともに、その判断過程を所属で説明できるようにしておくことが重要であると考えます。

以上のことから、規則及び「高知県契約規則の施行について」（依命通達）に基づき、各所属において、入札保証金及び契約保証金に関する事務手続きが適正かつ効率的に行われるよう、全所属に通知を行います。あわせて、会計事務の実務研修や「会計管理局だより」により、適正な入札や契約事務のポイントの周知や、好事例の紹介を行うとともに、日頃の支出審査や会計検査等を通じて指導していきます。

内部統制においては、今回の行政監査において不適切な事務処理を行っていたことが判明した所属においては、同様の誤り

を繰り返すことがないように、令和3年度の「リスク評価シート」でリスクとして管理することとします。また、令和4年度の内部統制に向けた「高知県内部統制事務処理要領」の見直しとあわせて、「リスク評価シート」のリスクの内容に項目立てすることを検討します。

次に、総務事務センター及び管財課において作成する入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加することについては、次の理由により、各所属において契約時に過去2年間の契約実績を相手方に確認し、規則第40条第6号の適否を判断することが適当であると考えます。

- ・ 入札参加資格の要件としていない国及び地方公共団体との契約実績を提出させることは、事業者の負担が大きい。
- ・ 各所属が随時閲覧可能にするためには、物品管理システムの改修やシステムへ膨大な情報を登録する作業が必要となる。
- ・ 入札参加資格の申請は3年ごとに行われるため、各所属における入札の実施時期によっては情報を有効活用できない。

また、今回指摘のあった3件の清掃業務の契約に係る契約保証金の免除の判断に当たって規則第40条第2号を適用していたことについては、平成29年度までは同条第6号を適用していたところ、平成30年度及び令和元年度は、担当者が解釈を誤り同条第2号を適用したものです。

令和2年度は、これら3件の清掃業務の契約にあたり、同条第6号に該当するとして契約保証金を免除していますが、規則第40条第2号の適用の判断については引き続き慎重に行います。

3 高議政第39号

令和3年6月21日

高知県監査委員 様

高知県議会議長

令和2年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和3年3月26日付け2高監報第16号で報告のありました、令和2年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

1 監査委員の意見

入札保証金及び契約保証金に関する事務のうち特に免除事務については、監査した範囲において法令に適合して正確に行われているとは認められないので、改善が必要である。

各機関においては、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還事務が行われるよう、職員に周知徹底するとともに、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

保証金免除においては、入札参加資格者名簿への登録をもって免除要件としていた不適切な事例が多く見られた。会計管理課においては、入札参加資格者名簿への登録をもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、全庁に周知徹底されたい。

免除要件である契約実績の確認については、実際に確認をしたかどうか書面上では検証ができないものが多数あり、さらには同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見された。

好事例の一つとして紹介するが、公園下水道課の「高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務」については、一般競争入札の公告時に契約実績に関する書類の様式も定めて提示していたため、入札参加者の契約実績を容易に確認することができるようになっていた。

今回の監査を行う過程で、他県の動向についても知る機会があったが、和歌山県においても、公園下水道課のように所属で独自に様式を定め入札参加者の契約実績の確認をしていた。

また、宮城県においては、契約担当者が入札保証金及び契約保証金の免除申請書を定めて、全庁で活用していた。

このように様式を定めることは、事務処理の正確性や効率性に資するものであり、会計管理課及び各機関においては、事務の改善の参考とされたい。

また、総務事務センター及び管財課においては、作成している入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加して記載し、庁内各機関が随時閲覧することができるようにすること等も検討されたい。

契約保証金の免除については、免除事務の監査結果で述べたように、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により瞬時に債務が消滅する契約を想定していると考えられる。「その他これに類する場合」として、債務が瞬時に消滅しない契約を適用し免除していた4件の契約については、今回監査した他機関の免除規定の適用状況等から見ても、規則第40条第6号による免除の検討をすることが望ましいと考える。

各機関においては、規則第40条第2号は慎重に適用されたい。

2 措置の内容

議会事務局においては、4つの委員会が同時期に県内出先機関等調査を行う場合に、バスの手配等を一括して行えるよう、委員会調査等出張業務委託として指名競争入札による発注を行っています。

契約の相手方からは規則第39条により契約保証金を納めさせることとなっておりますが、規則第40条各号に該当する場合は免除できることとなっております。今回指摘のあった委員会調査

等出張業務委託については、平成19年度に同業務が外部委託に変更された際に担当者が解釈を誤り同条第2号を適用した処理を継続してきたものです。今後は指名業者における国や地方公共団体との過去2年間の契約実績の確認を行い、規則第40条第6号により免除の適否を判断することとしました。

これにより、令和3年度の委員会調査等出張業務委託の入札においては、国や地方公共団体との過去2年間の契約実績を記入する様式を定め、所属にて過去2年間における県との同種の業務の契約実績が確認できない場合には、事前に事業者が提出した書類を確認することで、契約保証金の免除の適否を判断することとします。